

札幌市給水設備の構造及び維持管理等に関する指導要綱（平成 7 年 3 月 3 1 日衛生局長決裁）（新旧対照表）

改正前	改正後	備考
第 1 条～第 6 条 （省略） （井水等の飲料水への使用） 第 7 条 設置者は、井水等が水質基準に関する省令（平成 1 5 年厚生労働省令第 1 0 1 号）の表の上欄に掲げる項目のうち、1 4 の項から 2 0 の項までに規定する物質（以下「テトラクロロエチレン等」という。）が環境基準を超過している地域においては、飲料水は水道水を使用するよう努めるものとする。 第 8 条～第 1 3 条 （省略） 第 1 4 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。 附 則 （省略） 別表 1 給水設備構造基準 （省略）	第 1 条～第 6 条 （現行のとおり） （井水等の飲料水への使用） 第 7 条 設置者は、井水等が水質基準に関する省令（平成 1 5 年厚生労働省令第 1 0 1 号）の表の上欄に掲げる項目のうち、1 4 の項から 1 9 の項及び 2 1 の項までに規定する物質（以下「テトラクロロエチレン等」という。）が環境基準を超過している地域においては、飲料水は水道水を使用するよう努めるものとする。 第 8 条～第 1 3 条 （現行のとおり） 第 1 4 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。ただし別表 1 に掲げる給水設備構造基準および別表 2 に掲げる給水設備維持管理基準に関する事柄は保健所生活衛生担当部長が定める。 附 則 （現行のとおり） <u>附 則</u> <u>この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。</u> 別表 1 （現行のとおり）	「水質基準に関する省令」の改正による水質基準の追加に伴う 20～51 の項の繰り下げによる番号変更 新規追加 新規追加

改正前			改正後			備考
別表2 給水設備維持管理基準			別表2 給水設備維持管理基準			字句の整理
1 水質の管理 (1) (省略) (2) ア～ウ (省略) エ 業務用飲用井戸等施設にあつては、附表1に掲げる項目の検査を6月に1回以上、附表2に掲げる項目の検査を毎年6月1日から9月30日までの間に1回、定期に行うこと。 オ (省略) (3)～(8) (省略) 2～3 (省略)			1 水質の管理 (1) (現行のとおり) (2) ア～ウ (現行のとおり) エ 業務用飲用井戸等施設にあつては、附表1に掲げる項目の検査を6か月以内ごとに1回以上、附表2に掲げる項目の検査を毎年6月1日から9月30日までの間に1回、定期に行うこと。 オ (現行のとおり) (3)～(8) (現行のとおり) 2～3 (現行のとおり)			
附表1			附表1 (一般12項目)			「水質基準に関する省令」の改正による水質基準の追加に伴う 20～51 の項の繰り下げによる番号変更
番号	項目	基準	番号	項目	基準	
1・2・9・11	(省略)	(省略)	1・2・9・11	(現行のとおり)	(現行のとおり)	
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L 以下	35	鉄及びその化合物	0.3 mg/L 以下	
38	塩化物イオン	200 mg/L 以下	39	塩化物イオン	200 mg/L 以下	
46	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	3 mg/L 以下	47	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	3 mg/L 以下	
47	pH値	5.8 以上 8.6 以下	48	pH値	5.8 以上 8.6 以下	
48	味	異常でないこと	49	味	異常でないこと	
49	臭気	異常でないこと	50	臭気	異常でないこと	

改正前			改正後			備考
50	色度	5 度以下	51	色度	5 度以下	「水質基準に関する省令」の改正による水質基準の追加に伴う 20～51 の項の繰り下げによる番号変更
51	濁度	2 度以下	52	濁度	2 度以下	
備考) 番号は、水質基準に関する省令（平 15・5・30 厚生労働省令第 101 号）による。			備考) 番号は、水質基準に関する省令（平 15・5・30 厚生労働省令第 101 号）による。			
附表 2			附表 2（消毒副生成物 12 項目）			
番号	項 目	基 準	番号	項 目	基 準	
10	（省略）	（省略）	10	（現行のとおり）	（現行のとおり）	
21	塩素酸	0.6 mg/L 以下	22	塩素酸	0.6 mg/L 以下	
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L 以下	23	クロロ酢酸	0.02 mg/L 以下	
23	クロロホルム	0.06 mg/L 以下	24	クロロホルム	0.06 mg/L 以下	
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下	25	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下	
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L 以下	26	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L 以下	
26	臭素酸	0.01 mg/L 以下	27	臭素酸	0.01 mg/L 以下	
27	総トリハロメタン （クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	0.1 mg/L 以下	28	総トリハロメタン （クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	0.1 mg/L 以下	
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下	29	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下	
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L 以下	30	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L 以下	
30	ブロモホルム	0.09 mg/L 以下	31	ブロモホルム	0.09 mg/L 以下	
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L 以下	32	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L 以下	
備考) 番号は、水質基準に関する省令（平 15・5・30 厚生労働省令第 101 号）による。			備考) 番号は、水質基準に関する省令（平 15・5・30 厚生労働省令第 101 号）による。			

改正前			改正後			備考
附表 3			附表 3（一般有機化学物質 7 項目）			1, 4－ジオキサンを附表 4 から附表 3 へ変更 「水質基準に関する省令」の改正による水質基準の追加に伴う 20～51 の項の繰り下げによる番号変更
番号	項 目	基 準	番号	項 目	基 準	
14	(省略)	(省略)	14	(現行のとおり)	(現行のとおり)	
16・ 17・ 18・ 19	(省略)	(省略)	15	1, 4－ジオキサン	0.05 mg／L 以下	
20	ベンゼン	0.01 mg／L 以下	16・ 17・ 18・ 19	(現行のとおり)	(現行のとおり)	1, 4－ジオキサンを附表 4 から附表 3 へ変更 「水質基準に関する省令」の改正による水質基準の追加に伴う 20～51 の項の繰り下げによる番号変更
備考) 番号は、水質基準に関する省令（平 15・5・30 厚生労働省令第 101 号）による。			21	ベンゼン	0.01 mg／L 以下	
			備考) 番号は、水質基準に関する省令（平 15・5・30 厚生労働省令第 101 号）による。			
附表 4			附表 4（その他 21 項目）			1, 4－ジオキサンを附表 4 から附表 3 へ変更 「水質基準に関する省令」の改正による水質基準の追加に伴う 20～51 の項の繰り下げによる番号変更
番号	項 目	基 準	番号	項 目	基 準	
3・ 4・ 5・ 6・ 7・ 8・ 12・ 13	(省略)	(省略)	3・ 4・ 5・ 6・ 7・ 8・ 12・ 13	(現行のとおり)	(現行のとおり)	
15	1, 4－ジオキサン	0.05 mg／L 以下	15	1, 4－ジオキサン	0.05 mg／L 以下	
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg／L 以下		ペルフルオロ（オクタン－	0.00005 mg／L 以下	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg／L 以下	20	1－スルホン酸）（別名 P F O S）及び		

改正前			改正後			備考
35	銅及びその化合物	1.0 mg／L 以下		ペルフルオロオクタン酸 (別名 P F O A)		
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg／L 以下	33	亜鉛及びその化合物	1.0 mg／L 以下	
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg／L 以下	34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg／L 以下	
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg／L 以下	36	銅及びその化合物	1.0 mg／L 以下	
40	蒸発残留物	500 mg／L 以下	37	ナトリウム及びその化合物	200 mg／L 以下	
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg／L 以下	38	マンガン及びその化合物	0.05 mg／L 以下	
42	ジェオスミン	0.00001 mg／L 以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg／L 以下	
43	2－メチルイソボルネオール	0.00001 mg／L 以下	41	蒸発残留物	500 mg／L 以下	
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg／L 以下	42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg／L 以下	
45	フェノール類	フェノールの量に換算して 0.005 mg／L 以下	43	ジェオスミン	0.00001 mg／L 以下	
備考）番号は、水質基準に関する省令（平 15・5・30 厚生労働省令第 101 号）による。			44	2－メチルイソボルネオール	0.00001 mg／L 以下	
			45	非イオン界面活性剤	0.02 mg／L 以下	
			46	フェノール類	フェノールの量に換算して 0.005 mg／L 以下	
			備考）番号は、水質基準に関する省令（平 15・5・30 厚生労働省令第 101 号）による。			